

# 松江市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免の取扱要綱

平成 23 年 3 月 31 日

松江市告示第 167 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項及び第 3 項の規定による一部負担金の徴収猶予及び減免の適用に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予)

第 2 条 市長は、法第 42 条第 1 項に規定する一部負担金の支払義務を負う世帯主(以下「世帯主」という。)が第 4 条各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となった場合において必要と認めるときは、その申請により、一部負担金の徴収を猶予することができる。この場合において、当該世帯主が保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対して当該一部負担金を支払うべきものであるときは、当該保険医療機関等に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとする。

(減免)

第 3 条 市長は、世帯主が次条各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、次の各号のすべてを満たす世帯に対し、その申請により一部負担金を減額し、又は免除することができる。

(1) 入院療養を受ける被保険者の属する世帯

(2) 世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の収入の額の合計額が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号（生活扶助・教育扶助・住宅扶助）までに掲げる扶助について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に 1000 分の 1155（ただし、平成 30 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間については 10 分の 11、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間については 885 分の 990、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間については 870 分の 990 とする。）を乗じて得た額（以下「基準額」という。）以下である世帯又は一部負担金所要見込額が当該世帯の収入金額に対し著しく高額となることが見込まれる場合で、次に掲げる要件のすべてを満たす世帯

ア 当該世帯の申請時における収入が、前年の 5 割以下に減少していること。

イ 当該世帯に属する 18 歳以上（高校生を除く。）65 歳未満の者のすべて（療養対象被保険者及びその他疾病等により就労することができない者を除く。）が就労していること。

ウ 当該世帯の収入月額から基準額を控除した額（以下「一部負担金充当可能額」という。）が、一部負担金所要見込額の 8 割以下の場合。

(3) 世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の 3 箇月分に相当する額以下である世帯（徴収猶予及び減免の事由）

第 4 条 一部負担金の徴収猶予及び減免を行う場合は、次の各号に掲げるいずれかの場合とする。

(1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

(2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。

(3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

(4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

（減免の額）

第 5 条 第 3 条による減免の額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 収入金額が基準額を下回る場合 全額

(2) 一部負担金充当可能額が一部負担金所要見込額の 5 割を超え 8 割以下の場合 3 分の 1 に相当する額（7 万円を超える場合は 7 万円を限度とする。）

(3) 一部負担金充当可能額が一部負担金所要見込額の 5 割以下の場合 3 分の 2 に相当する額（3 万円を超える場合は 3 万円を限度とする。）

2 療養対象被保険者が 70 歳に達する日の属する月の翌月以降に療養の給付を受ける場合は、当該被保険者は医療機関に対し、次のとおり一部負担金を支払うものとする。

(1) 前項第 2 号に規定する場合 24,600 円

(2) 前項第 3 号に規定する場合 15,000 円

（徴収猶予及び減免の適用期間）

第 6 条 第 2 条の規定による徴収猶予の適用期間は、6 箇月以内の期間に限る。

2 第 3 条の規定による減免の適用期間は、原則として 3 箇月以内とする。ただし、特に必要があると市長が認める場合は、適用期間の最終月内に再度申請、審査の上、さらに 3 箇月以内の期間を限度として延長することができるものとする。

（添付書類等）

第 7 条 松江市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 138 号。以下「規則」という。）第 15 条第 1 項に規定する一部負担金減免（徴収猶予）申請書（以下「申請書」という。）には、次に掲げる書類等を添えて提出しなければならない。

(1) 罹災証明書、廃業届の写し等第 4 条各号に規定する事項に該当することを証明できる書類。

(2) 治療に関する医師の意見書（様式第 1 号）

(3) 収入状況申告書（様式第2号）及び直近3箇月分の給与明細書、年金支払通知書、雇用保険受給資格者証、預貯金通帳等収入状況を証明する書類を添付すること。

(4) 第3条第2号ロに規定する就労することができない者についてはそれを証明する書類

(5) 第5条第1項第1号に規定する場合は、第3号の収入状況申告書に替えて福祉事務所長の意見書（様式第3号）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2該当者の取り扱い）

第8条 第2条から第6条までの規定にかかわらず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2に規定する公費負担医療を受ける被保険者の属する世帯の世帯主が、当該医療に係る一部負担金相当額から公費負担分を控除した自己負担額を支払うことが困難であるために一部負担金の徴収猶予及び減免を受けようとする者の取り扱いについては、次のとおりとする。

(1) 申請書に、前条に規定する書類の他に、当該公費負担医療を受ける者であることを証明する書類を添付して申請するものとする。

(2) 第3条第1号及び第6条の規定にかかわらず、入院外の受診についても対象とし、適用期間は当該公費負担医療の適用期間とする。

（調査）

第9条 市長は、提出された申請書の内容について確認の必要があると認めるときは、法第113条及び第113条の2の規定に基づき、聴取調査その他の調査を行うものとする。

（非該当通知）

第10条 規則第15条第1項の規定に基づき提出された申請書を審査した結果、一部負担金の徴収猶予又は減免の要件に当てはまらなると判断した場合には、一部負担金減免（徴収猶予）非該当通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（徴収猶予及び減免の手続き）

第11条 申請者は、規則第15条第2項の規定により、証明書の交付を受けたときは、被保険者証に当該証明書を添付して医療機関等に提出し、一部負担金の徴収猶予及び減免の適用を受けるものとする。

2 前項の規定により、証明書を受領した医療機関等は、診療報酬請求のときに当該レセプトに当該証明書の写しを添付して提出するものとする。

（徴収猶予及び減免の取消）

第12条 一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一括して徴収するものとする。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不

相当であると認められるとき。

(2) 一部負担金の支払を免れようとする行為があったと認められるとき。

2 一部負担金の減免の措置を受けた者が、偽りその他の不正行為により不当に減免の措置を受けたことが判明した場合は、市長は、直ちに当該減免の決定を取り消し、その旨を当該医療機関等に通知するとともに、当該減免を受けた者がその取消の日の前日までの間に当該減免により支払を免れた額を返還させるものとする。

3 市長は、前2項の規定により一部負担金徴収猶予及び減免を取り消した場合は、一部負担金減免（徴収猶予）取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

（松江市国民健康保険一部負担金減免等の取扱要綱の廃止）

2 松江市国民健康保険一部負担金減免等の取扱要綱（平成17年松江市告示第58号）は、廃止する。

（経過措置）

3 第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日前に申請を行った者については、なお従前の例による。

（八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置）

4 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免の取扱要綱（平成23年東出雲町告示第24号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月22日から施行し、この告示による改正後の松江市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免の取扱要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成31年3月12日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

治療に関する医師の意見書

|                  |       |                   |   |
|------------------|-------|-------------------|---|
| 被保険者証<br>記号番号    | 0 1 - | 療養の給付を<br>受ける者の氏名 |   |
| 傷病名              |       |                   |   |
| 症 状              |       |                   |   |
| 緊急治療の<br>必要性     |       |                   |   |
| 治療手段及び<br>入院の必要性 |       |                   |   |
| 入院が必要な<br>期 間    | 概ね    | 箇月                |   |
| 医療機関の所在地<br>及び名称 |       |                   |   |
| 年 月 日            |       |                   |   |
| 主治医の氏名           |       |                   | 印 |

様式第 2 号 (第 7 条関係)

収入状況申告書

|  |                        |          |      |                                 |         |            |   |
|--|------------------------|----------|------|---------------------------------|---------|------------|---|
| 被保険者証記号番号                              |                        |          |      | 療養の給付を受ける者の氏名                   |         |            |   |
| 生活が困難となった特別の理由                         |                        |          |      |                                 |         |            |   |
| 特別な理由が生じたとき                            |                        |          |      | 年                               |         | 月 日        |   |
| 災害罹災の場合                                | 損害保険加入の有無 有・無          |          | 受給金額 |                                 | 円       |            |   |
| 失業の場合                                  | 退職金の有無 有・無             |          | 金額   | 円                               | 勤続年数    | 年          |   |
| 民間医療保険加入の有無                            |                        | 有・無      | 給付額  | 日額                              | 円       | 給付期間       | 日 |
| 世帯<br>の<br>収入<br>状況                    | 氏名                     |          | 続柄   | 所得の種類                           | 実収入月額   | 収入を証明する書類等 |   |
|  |                        |          | 世帯主  |                                 | 円       |            |   |
|  |                        |          |      |                                 | 円       |            |   |
|  |                        |          |      |                                 | 円       |            |   |
| 預貯金の額                                  | ・口座名義( )               |          |      |                                 |         |            | 円 |
|  | ・口座名義( )               |          |      |                                 |         |            | 円 |
|  | ・口座名義( )               |          |      |                                 |         |            | 円 |
| 資産の有無                                  | 有・無                    |          | 種類   | ・宅地・耕地・その他土地( )<br>・家屋・その他建物( ) |         |            |   |
| 住居の状況                                  | ・持ち家(名義人 ) ・借家 ・その他( ) |          |      |                                 |         |            |   |
| 家賃                                     | 月額 円                   |          |      |                                 |         |            |   |
| 同居以外の<br>親族の状況<br>(直系血族<br>及び兄弟姉<br>妹) | 住所                     |          |      |                                 |         |            |   |
|  | 氏名                     |          |      |                                 | 世帯主との続柄 |            |   |
|  | 援助の可否<br>可・否           | 援助可能な金額  |      | 月額 円                            |         |            |   |
|  |                        | 援助できない理由 |      |                                 |         |            |   |
|  | 住所                     |          |      |                                 |         |            |   |
|  | 氏名                     |          |      |                                 | 世帯主との続柄 |            |   |
|  | 援助の可否<br>可・否           | 援助可能な金額  |      | 月額 円                            |         |            |   |
|  |                        | 援助できない理由 |      |                                 |         |            |   |
| 年 月 日                                  |                        |          |      |                                 |         |            |   |
| 世帯主氏名 ㊟                                |                        |          |      |                                 |         |            |   |

※実収入月額を証明する書類、預貯金通帳その他証明書類を添付すること。

様式第 3 号 (第 7 条関係)

福祉事務所長の意見書

|  |  |            |       |
|--|--|------------|-------|
| 医療給付が<br>必要な者の氏名                                 |  | 生年月日       | 年 月 日 |
| 住 所  |  |            |       |
| 世帯主の氏名   |  | 被保険者証の記号番号 |       |
| 生活保護法による<br>医療扶助が<br>適用できない理由                    |  |            |       |
| 上記の者は、当該世帯の収入は生活保護基準を下回るが、上記理由により生活保護を行わないものである。 |  |            |       |
| 年 月 日  |  |            |       |
| 松江市福祉事務所長  |  |            | 印     |

一部負担金減免（徴収猶予）非該当通知書

第 号  
年 月 日

様

松江市長 氏 名

年 月 日付けで申請のあった一部負担金減免（徴収猶予）については、松江市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免の取扱要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり非該当と決定しましたので通知します。

記

| 被保険者番号 | 01- | 療養の給付を受ける者の氏名 |  |
|--------|-----|---------------|--|
| 非該当理由  |     |               |  |

上記の決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。）。

様式第 5 号(第 12 条関係)

一部負担金減免（徴収猶予）取消通知書

第 号  
年 月 日

様

松江市長 氏 名

年 月 日付けで申請のあった一部負担金減免（徴収猶予）については、  
下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

|                   |       |                   |   |
|-------------------|-------|-------------------|---|
| 被保険者番号            | 0 1 - | 療養の給付を<br>受ける者の氏名 |   |
| 減免（徴収猶予）額         | 円     | 減免（徴収猶予）取消額       | 円 |
| 減免（徴収猶予）<br>取消し理由 |       |                   |   |

上記の決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。）。